

営繕工事共通特記仕様書（令和7年度11月版）

1 適用

1. 営繕工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、山形県県土整備部及び総合支庁建設部が発注する営繕工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）、専門工事（防水工事、屋根工事等）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書の優先順位は「質問回答書」、「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「図面」、「共通仕様書」（公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）をいう。以下同じ。）の順とする。
3. 共通仕様書、共通特記仕様書に記載されている関係基準等の文献等に改訂があった場合は、監督職員の指示する場合を除き、最新版を使用するものとする。
4. 閲覧設計書は、発注者の積算の透明性、客觀性、妥当性を確保し、入札者等の積算の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、契約約款第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うものとする。

2 主任技術者

1. 契約約款第11条に定める主任技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第1項に定められた者を選任しなければならない。なお、必要な資格を証する書類の写しを添付するものとする。
2. 施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合は、協議により変更できるものとする。
 - 1) 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の理由等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。
 - 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作から現場施工へ移行したとき。ただし、この場合、変更後の技術者は工場製作が完了するまでに報告するものとする。
 - 3) 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。
 - 4) 以下に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。
 - ①受注者の責によらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。
 - ②受注者の責によらず当初の工期に対して大幅（3ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

上記1) から4) までにより途中変更を行う場合は下記により対応すること。

ア) 後任技術者について資格を同等以上とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

　　なお、後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ) 技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できるようにすること。

　　引継に必要な期間は1年以内の工期の工事においては7日間程度、1年を超えて2年以内の工期の工事においては14日間程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月間程度を目安とする。

ウ) 原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

3 監理技術者

契約約款第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第5項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち下請契約の合計が建設業法施行令第2条に定める金額以上の工事である。

4 配置技術者等の適格性及び専任性等の確認

1. 契約約款第11条に定める現場代理人等指定通知書の添付書類として、雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を提出するものとする。
2. 請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合は、1.に加えて「技術者の専任届出書」を添付するものとする。
3. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との協議において定める。
4. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「完成通知書」中の検査年月日）とする。

5 低入札価格調査対象工事における技術者の増員

1. 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する受注者は、山形県が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は開札日現在に施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。

イ 65点未満の工事成績評定を通知された。

ロ 施工中又は施工後において、建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。又は、かしに若しくは契約不適合に起因して修補又は損害賠償を請求された。

ハ 品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。

ニ 自らに起因して工期を大幅に遅延した。

2. 上記により技術者を配置するときは、契約約款様式第5号を使用して、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては「主任技術者・監理技術者」を「別に配置する技術者」と修正したうえ、監理技術者資格者証の写し及び受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し等）を添付するものとする。

6 コリンズ（C O R I N S）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は

適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

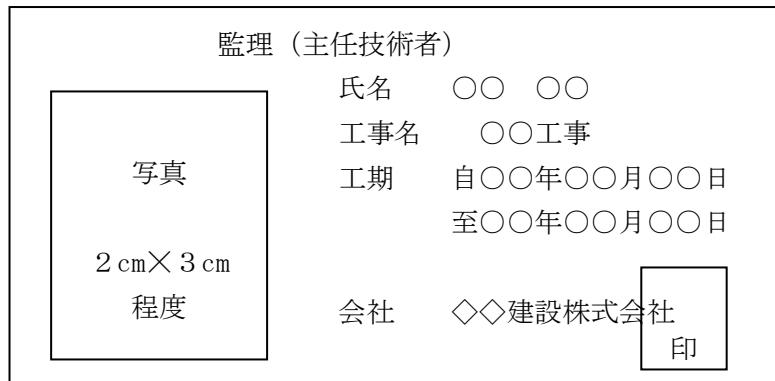
7 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が山形県の建設工事競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときには、適正な額の請負代金での下請契約の締結を努めなければならない。

8 施工体制台帳

1. 受注者は、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」及び「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領の運用について」を遵守すること。
2. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下受注者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1を標準とする。



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図1 名札の標準図

9 腕章等の着用

契約約款約第11条により配置する現場代理人は、工事現場内において「現場代理人」と記した腕章やヘルメット等を常に着用し、第三者よりその存在を確認できるようにするものとする。

10 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通

知するものとする。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する元請下請関係適正化指導事業現地調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

5. 受注者は、当該工事が発注者の実施する低入札価格調査の対象工事となった場合は、調査票の作成・ヒアリング等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

11 建設副産物

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「建設リサイクル法」という。）、「山形県建設リサイクル指針（平成14年4月制定、平成29年2月改正）」及び「山形県建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成16年制定）」に基づき、資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。

2. 落札者は、建設工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事（以下、「建設リサイクル法対象建設工事」という。）である場合には、契約締結前に、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、所定の事項を記載した説明書により、工事担当課に説明しなければならない。

3. 受注者は、建設工事が建設リサイクル法対象建設工事である場合には、契約書に「解体工事に要する費用等調書」（契約約款様式第1号の2）を添付するものとする。

なお、同調書については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法等であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 受注者は、建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石等）を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を、建設副産物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、建設発生土等）を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、搬入・搬出が無い場合であっても、請

負金額が100万円以上の場合は作成するものとし、施工計画書に含めて提出しなければならない。

5. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

6. 受注者は、建設リサイクル法第18条に基づく発注者への報告として、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理結果報告書」に以下の資料を添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

・建設廃棄物にかかる数量総括表

(特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物を含む)

・前項に規定する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」

7. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストの監督職員への提示は、前項に規定する「建設廃棄物処理結果報告書」提出の際に行なうことを基本とし、同報告書添付の数量総括表との照合を受けるものとする。

なお、提示する産業廃棄物管理票は、中間処分のみの場合はD票（処分終了時返送）、最終処分の場合はE票（最終処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷とする。

8. 工事完了時までに、再資源化等の処理が完了していない場合においては、第6項の「建設廃棄物処理結果報告書」を「建設廃棄物処理状況報告書」と読み替え、監督員に提出するものとし、提示する産業廃棄物管理票は、B2票（運搬終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの通知の画面印刷とする。

9. 前項の状況報告を行った場合であっても、建設リサイクル法に係る特定建設資材の再資源化等完了時に、再度、第6項及び第7項の報告及び提示をしなければならない。

10. 「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成は、「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」により行う。

なお、システムの操作に要する費用は、共通仮設費率に含まれている。

12 建設副産物の現場での分別・保管

1. 現場での分別

- ・建設発生土は、建設廃棄物が混入しないよう分別を徹底すること。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底すること。
- ・安定型処分品と管理型処分品の分別を徹底すること。

2. 現場での保管

- ・飛散・流出しないようにし、粉塵防止や浸透防止等の対策をとること。
- ・悪臭が発生しないようにすること。
- ・分別する廃棄物ごとに容器（コンテナ等）を設け、保管物の種類や責任者を表示すること。
- ・作業員等の関係者に周知徹底すること。

13 産業廃棄物の処理にかかる税

当該工事で発生する建設廃棄物のうち、山形県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（山形県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。

なお、当該工事では山形県産業廃棄物税相当額を見込んでいる。

14 県産品の使用、記載メーカー、材料等

1. メーカー、工場及び材料は可能な限り県内業者、県産品・県産木材を使用すること。
2. 設計図書に記載された材料、工場（メーカー）等は参考であり、これに限定するものではない。ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を得ること。

15 技能士

技能士の適用については「山形県建築工事一級技能士活用指針」によること。

16 手すり先行足場

足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

17 室内空気汚染対策

1. 建築材料等ホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質抑制対策としては、平成15年4月1日付け国営建第2号、国営設第2号及び平成16年3月16日付け国営建第147号、国営設第194号による。なお、学校については、文部科学省告示第60号「学校環境衛生基準」による。
2. 室内濃度の測定同通知の測定方法により揮発性有機化合物の室内濃度を測定し厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。
3. 測定機器、測定する室、測定箇所数は特記仕様書による。

18 過積載防止対策

受注者は、ダンプトラック等を使用する場合、以下の事項を遵守し過積載防止に取り組まなければならない。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材購入をしないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

19 工事完成図書の納品

1. 受注者は、特記仕様書で電子納品の対象工事と明示された場合には、「山形県電子納品取扱要領」及び「山形県電子納品運用マニュアル」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。なお、電子化とする範囲や検査方法等については、監督職員との事前協議により決定しなければならない。
2. 受注者は、前項に基づき電子納品を行う場合には、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

20 出来形図及び出来形部分の数量

1. 工事の出来形部分の数量計算書は、一部完成検査、出来形検査、中間検査及び監督職員が指示した場合に作成するものとする。
2. 出来形図は、検査（完成検査、一部完成検査、出来形検査、中間検査）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）又はその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている意匠図、構造図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入する。なお、出来形図にかえて出来形結果表にとりまとめることができる。

21 契約後VE

1. 当該工事が、契約後VE方式の対象工事であるかは特記仕様書によるものとし、対象工事である場合は次項から第8項までによる。

契約後VE方式とは、受注後に、受注者から、発注者が示した図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる工事材料及び施工方法等に関する技術提案（以下「VE提案」という。）を受け付け、VE提案が発注者の事前審査で承認された場合、そのVE提案を基に施工することができる方式をいう。

2. VE提案の範囲

- (1) 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により、請負代金額の低減を伴うもの又はライフサイクルコストの縮減、維持管理費の縮減等、工事目的物の品質の向上を伴うものとし、それぞれ、請負代金額の低減を伴うものの場合は工事目的物の機能の低下を伴わない範囲、工事目的物の品質の向上を伴うものの場合は請負代金額の増加を伴わない範囲とする。
- (2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - ②契約約款第19条に基づき条件変更が確認された後の提案。
 - ③入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3. 提案の対象

受注者がVE提案を行う対象は、特記仕様書による。

4. VE提案等の提出

- (1) 受注者は、VE提案を行う場合は、次に掲げる事項を契約後VE提案書（山形県県土整備部建設工事における契約後VE方式実施要領（以下「実施要領」という。）様式-1から4まで）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) VE提案等の提出費用は、受注者の負担とする。

5. VE提案の審査

VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

6. VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面（実施要領様式－5）により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の承諾を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) 発注者は、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更するものとし、この場合、必要があるときは請負代金額の変更を行うものとする。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE管理費として、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を計上するものとする。

なお、VE提案が適正と認められた後に契約約款第19条の条件変更が生じた場合、VE管理費については変更しないものとするが、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく請負代金額の低減額が減少した場合においては、協議して定めるものとする。

- (4) VE提案が適性と認められた後、契約約款第19条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

7. VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

8. 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が軽減されるものではない。

22 総合評価落札方式

1. 当該工事が、総合評価落札方式の対象工事であるかは入札公告によるものとし、対象工事である場合は次項から第6項までによる。ただし、総合評価落札方式（簡易II型）の対象工事である場合は第6項に限り適用する。
2. VE提案（簡易I型においては、施工計画や品質管理に係る技術的な所見（以下「技術的所見」という。）と読み替える。以下同様とする。）が適正と認められ評価された場合、発注者は当該VE提案の内容についての特記仕様書を別紙により作成の上、契約前に受注者あて通知するものとし、受注者はこれに基づいて施工しなければならないものとする。

なお、この場合当該VE提案に基づく設計図書の変更は行わない。

(別紙記載例) 【標準型の場合】

受注者は以下の評価されたVE提案の内容に基づいて施工しなければならないものとする。

(評価されたVE提案の内容について記述)

なお、VE提案の内容は設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし、VE提案に基づく設計図書の変更は行わない。

(別紙記載例) 【簡易Ⅰ型の場合】

受注者は以下の評価された技術的所見の内容に基づいて施工しなければならないものとする。

(評価された技術的所見の内容について記述)

3. 発注者がVE提案を適正と認めることにより、当該VE提案に基づく工事に関する受注者の責任が低減されるものではない。
4. VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
5. 発注者は工事の監督、検査に当たっては、評価したVE提案の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者はそのための必要な資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
6. 評価内容の履行確保とペナルティ等のその他事項については、「山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」及び「総合評価落札方式運用ガイドライン」に基づき、適正に実施する。

23 週休2日確保工事

週休2日確保工事の発注形式は入札説明書及び特記仕様書によるものとする。実施にあたっては、「山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領」に基づき適正に実施する。

24 遠隔臨場

1. 営繕工事の建設現場における遠隔臨場の実施

営繕工事の建設現場における遠隔臨場の対象工事であるかは、特記仕様書によるものとする。対象工事の場合は、受注者における「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」(以下、「監督職員の立会い等」という。)に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や発注者(監督職員)における「従来の臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ等とWeb会議システム等を使用して、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書(以下「標準仕様書等」という。)に定める「監督職員の立会い等」を行うものである。なお、遠隔臨場は、「営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」の内容に従い実施する。

2. 実施内容

(1) 「監督職員の立会い等」の実施

受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用しながら「監督職員の立会い等」を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。

(2) 機器の手配

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等は受発注者間で協議の上、受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等で共有し、監督職員が当該画像・映像により確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、別途協議による。

(6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「山形県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

25 情報共有システム

1. 情報共有システム利用の対象工事

情報共有システム利用の対象工事であるかは、特記仕様書によるものとする。

2. 実施内容

実施にあたっては、「山形県県土整備部における情報共有システムの試行要領（宮繕工事）」及び「山形県情報共有システム運用ガイドライン（宮繕工事）」に基づき適正に実施する。